

## ◆計算方法

### 1. 診療月ごと

診療を受けた各月（1日～末日）ごとに計算します。例えば、4月15日から5月10日まで入院した場合は、4月分（4月15日～30日）と5月分（5月1日～10日）それぞれを1カ月として計算します。

### 2. 受診者ごと

受診した一人一人で計算します。

### 3. 病院ごと

受診した病院ごとに計算します。総合病院は診療科ごと計算します。また、入院時にその病気の関連で同一病院内の他科の診療を受けた場合は合算して計算します（ただし、歯科は別に計算します）。

### 4. 入院と外来

入院と外来は分けて計算します。ただし、入院時食事療養および入院時生活療養の標準負担額は高額療養費の対象になりません。

### 5. 歯科

同じ病院または診療所の各診療科と歯科は分けて計算します。